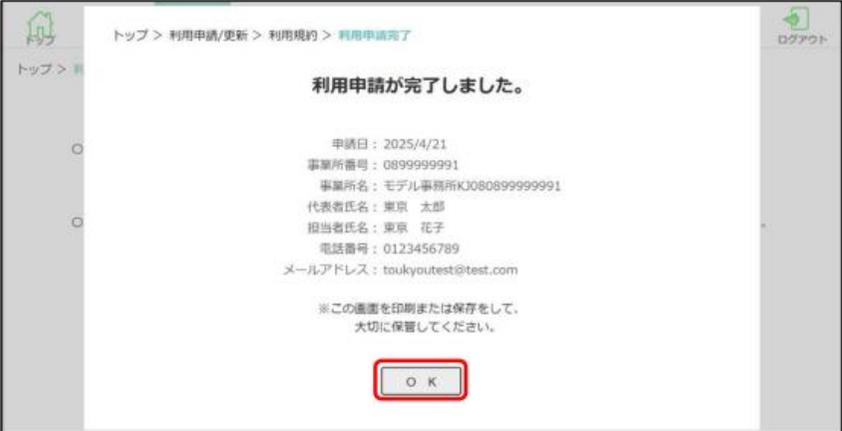


問	答	備考
【1 補助金の手続に関すること】		
1 1つの法人から複数の事業所の申請を行う場合の申請単位は。	複数事業所の申請を行う場合であっても、申請は事業所単位で提出してください。	
2 補助対象となる介護テクノロジー等は、どのタイミングで購入すれば良いか。	県からの交付決定通知を受け取った後に、令和8年2月28日までに契約・発注、納品、導入の全てを完了させてください。 補助金交付決定前に契約・発注したものおよび令和8年3月1日以降に納品、導入されたものは補助対象となりませんので、注意してください。	
3 導入効果等の報告はどのような様式でいつまでに行わなければならないか。また、提出した報告は公表されるのか。	詳細は別途通知します。 また、当該報告書の内容の詳細等について、他事業者からの照会等があった場合は、応じるようお願いいたします。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はありません。	
4 タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。	
5 業務改善計画様式の「SECURITY ACTION自己宣言」については、どのような手順で申し込めばよいか。	以下のHPを参照の上、事業所単位で申し込んでください。 ・「SECURITY ACTION」 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/ ・「SECURITY ACTION自己宣言者サイト」 https://security-shien.ipa.go.jp/security/index.html なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込んでください。	
6 「SECURITY ACTION自己宣言（写し）」については何を添付すればよいか。	以下を想定しています。 ・自己宣言完了のお知らせメールの写し ・申込受理メールの写し ・自己宣言者サイトにログインすることで確認できる「自己宣言状況：二つ星（一つ星）受付完了」という画面の画面コピー	

問	答	備考
7 「専門相談会」への参加は必須なのか。	「専門相談会」への参加は、事前協議書の提出にあたり必須となります。全8回（4日程×午前・午後開催）を予定していますので、事前申込の上、必ず参加してください。 ※ 全ての申込は、令和7年9月3日（水）までに、参加申込フォームから行っていただく必要があります。申込忘れがないようにしてください。	
8 「専門相談会」へ経営層1名、現場職員1名で申込をしていたが、専門相談会当日に経営層1名が体調不良により参加できなくなった場合、現場職員1名での参加でもよいか。	「専門相談会」は経営層1名、現場職員1名の計2名以上の参加を原則とします。体調不良等によりやむを得ず参加できない方がいる場合は、代理を立てるようにし、参加人数を厳守いただくようお願いいたします。 なお、どうしても代理を立てることが難しい場合は、別日へ振り替えて参加していただきます。	
9 「専門相談会」は経営層1名、現場職員1名の計2名の参加が求められているが、職員数が1名の場合はどうすればよいか。	職員数が2名以下の事業所については、経営層または現場職員のいずれか1名の参加でも可とします。 なお、職員数の確認をするために、申込の際に職員数が分かる勤務シフト表等の提出を求めます。	
10 法人本部や事務局等が中心となり、一括して機器等の導入を進める場合、法人本部の職員が参加してもよいか。	「専門相談会」は、介護ロボット・ICT機器を主としたテクノロジーの活用に限らず、介護現場革新（介護現場における業務改善や生産性向上等）にかかる理解を深めていただくことを目的として開催します。 開催趣旨や目的を鑑み、機器等を導入される事業所から経営層および現場職員が参加されるよう御調整ください。 また、事業所内における職員構成、利用者構成、職場環境等を踏まえながら、機器等の導入を含む介護現場革新を進めることが重要であると考えています。つきましては、原則として事業所ごとの参加を求めることとします。	
11 経営層とは、具体的にどのような役職者のことか。	経営層は、法人理事、施設長、管理者等を想定しています。一定程度、機器等の導入にかかる経営判断をする権限を持つ役職者の方であれば、詳細は問いません。 （例）最終的な経営判断は、法人理事長が行うが、どのような機器を導入するか等の方針決定は施設長が行う場合は、施設長の参加で差し支えありません。	

問	答	備考
【2 補助対象事業所に関すること】		
1 他の補助金と重複して交付を受けることはできないのか。	できません。例えば、経済産業省が実施している「IT導入補助金」や滋賀県未来投資総合補助金等による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本補助金の対象となりません。	
2 例えば、同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は2事業所と計算してください。なお、効率的な運用を前提として介護テクノロジー等を共用・流用することは差し支えありませんが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないよう留意してください。 なお、指定居宅サービスと指定介護予防サービスを同じ事業所で一体的に運営している場合は、1事業所として計算してください。	
3 市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等は本補助金の対象となるか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等については補助の対象となります。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費に充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできません。	
【3 補助対象機器および補助対象経費に関すること】		
1 補助対象となる介護テクノロジーの定義はあるか。	補助金交付要綱と併せて、HPに「介護テクノロジーの定義」という資料を掲載していますので、御参照ください。	
2 付属品は補助対象に含まれるか。	介護テクノロジーの使用に必要不可欠なものであり、「介護テクノロジーとして最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象になります。	
3 見守り支援機器に係るパソコンやタブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠なパソコンやタブレット、モバイル端末であれば補助対象となります。（機器の稼働に不可欠と判断されない汎用性のあるものは補助対象外となります。）	
4 年度途中から介護テクノロジー等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	県からの交付決定通知後に契約となるため、契約日から当該年度の2月末までの経費のみが対象となります。	

問	答	備考
5 既に導入済である介護ソフトに新たに業務機能を追加することにより一気通貫となる（転記が不要になる）場合は対象となるのか。	対象となります。例えば、請求業務のみの介護ソフトを使っていた事業所が、介護記録・情報共有の介護ソフトを新たに導入することで、一気通貫となるような場合も対象となります。	
6 1つの介護ソフトではなく、複数の介護ソフトを連携させて結果的に一気通貫になる（転記が不要になる）場合にも対象としてよいか。	1つの介護ソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要となるのであれば、対象となります。また、複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも対象となります。	
7 既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している場合に、更なる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合（音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は対象となるか。	対象となります。	
8 Wi-Fiルーター等のネットワーク機器の購入のみしたいが、補助対象となるか。	通信環境整備については、主となる機器と付帯して必要となる場合のみ対象となります。よって、通信環境整備のみでは補助対象なりません。	
9 毎月費用を支払う介護ソフト等は、「1年分」が対象となるのか、それとも「2月末まで」が対象か。	県からの交付決定通知後に契約となるため、契約日から当該年度の2月末までの経費のみが対象となります。	
10 介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱ってよいか。それとも按分して当該年度の2月末までの経費を補助対象経費とすべきか。	使用権（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として計上することが可能です。	
11 職員数に応じて補助上限額が決められているが、職員数に含めて良い職種は何か。	基準条例の人員基準上、必要とされている職種の職員とします。例えば、通所介護事業所であれば、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員です。事務職員、栄養職員、調理員、送迎、清掃のみを行う職員等は含めません。	

問	答	備考
<p>1 2 ケアプランデータ連携システムの利用を開始していることを確認できる書類とは、具体的に何か。</p>	<p>ケアプランデータ連携システムの「利用申請完了」のスクリーンショット等を提出してください。 (利用申請完了について記載されたリターンメールの写しでも可。)</p> <p>▼利用申請完了</p> 	

問	答	備考
<p>1 3 ケアプランデータ連携システムにより5事業所以上とデータ連携を実施していることを確認できる書類とは、具体的に何か。</p>	<p>ケアプランデータ連携システムの「送信一覧」または「受信一覧」のスクリーンショット等を提出してください。</p> <p>▼送信一覧</p>  <p>▼受信一覧</p> 	
<p>1 4 消費税は対象となるか。</p>	<p>対象外です。</p>	
<p>【4 導入後に関すること】</p>		
<p>1 導入した介護テクノロジーが故障した場合はどうなるのか。</p>	<p>修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続きが必要です。事前に相談してください。</p>	